

社会福祉法人すずらんだい福社会役員等報酬および費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人すずらんだい福社会（以下「法人」という。）の理事、監事および評議員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の役員等に対して勤務実態に即して報酬を支給する。ただし、理事が職員である場合は、これを支給しない。

- 2 前項の理事、監事および評議員の報酬の額は、日額10,000円とする。
- 3 監事監査による報酬の額は、日額20,000円とする。

(支給総額)

第3条 理事および監事に対して、各年度の総額が100万円を越えない範囲で、第2条に従って算定した額を報酬として支払う。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

- 2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費および宿泊費の実費額とする。

(改 正)

第5条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。